

ずっと、世田谷。

Z u t t o , S e t a g a y a

～多世代近居・同居応援事業～



ー「世田谷で子育てしたい。」その気持ちを応援します！ー

本パンフレットに記載の応援事業は、

- ・令和 8 年 4 月 1 日以降に住宅の契約を締結した方
- ・住宅に関する契約が伴わない場合で、近居または同居を開始した（住民票上の住所を定めた日が令和 8 年 4 月 1 日以降である）方のいずれかに該当する方が対象となります。

区ホームページ



世田谷区都市整備政策部居住支援課
世田谷区世田谷 4-21-27

【お問い合わせ】
世田谷区補助金受付窓口
☎5432-2260 FAX5432-3039

制度概要

18歳未満の子どものいる子育て世帯とその親世帯が区内で新たに近居・同居する場合、転入または転居した世帯に対し、その初期費用の一部を応援金として交付します。

なお、子育て世帯には、事実婚（住民票の写しに記載される続柄において、世帯主との続柄が「夫（未届）」または「妻（未届）」と記載のある方）や世田谷区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証、東京都パートナーシップ宣誓制度受理証明書の交付を受けた関係にある方を含みます。

「近居」とは…

子育て世帯と親世帯のいずれもが区内に居住し、かつ「住宅間の直線距離が3キロメートル以内」または「同一の区立中学校学区内若しくは隣接する区立中学校学区内」にあること。

「同居」とは…

子育て世帯と親世帯のいずれもが区内の同一の住宅に居住していること。

●いずれも当応援事業における定義であるため、他自治体等の定義とは異なる場合があります。

対象となる近居・同居

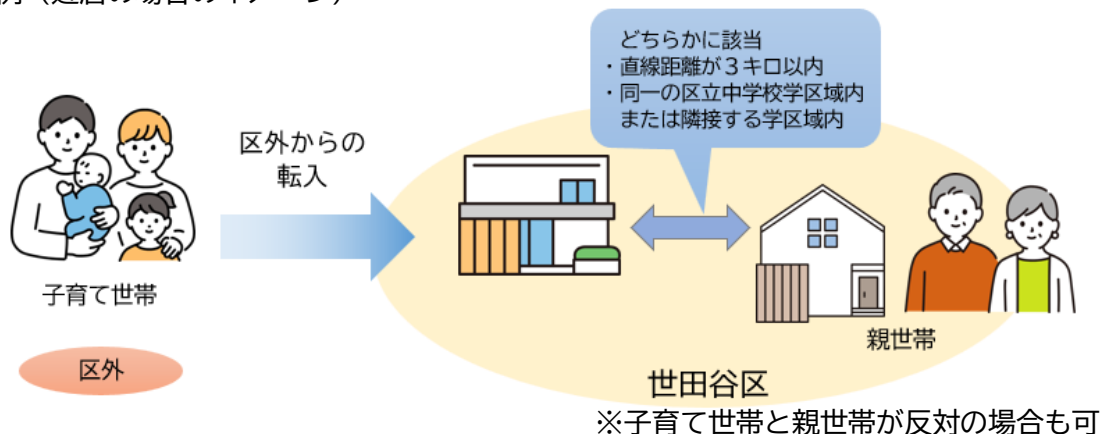
次のアまたはイに該当する転入・転居が対象です。

「転入」…区外から世田谷区内に引越すること。

「転居」…世田谷区内で引越すること。

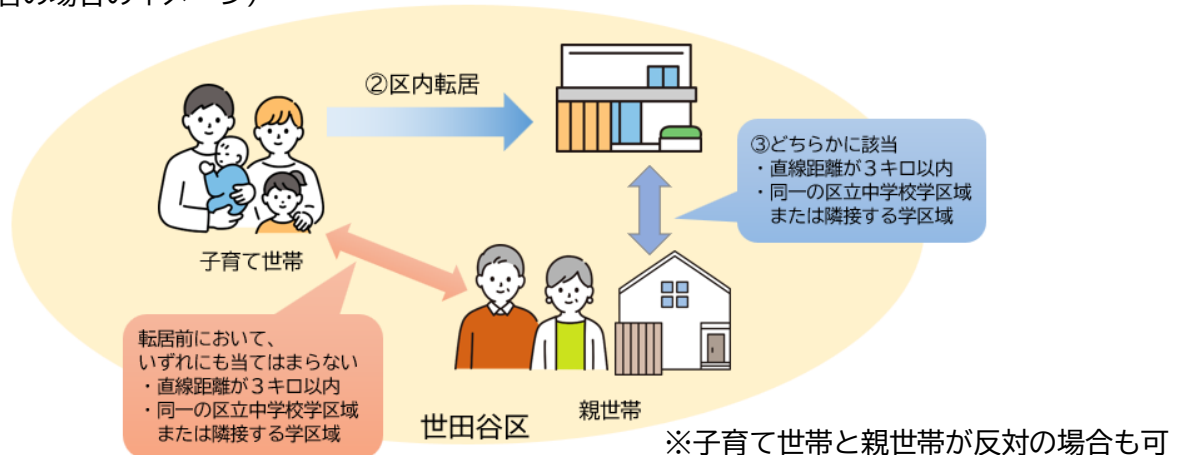
ア 区外から区内への転入を伴う近居または同居

例（近居の場合のイメージ）



イ 区内在住で近居または同居していない状態にある子育て世帯と親世帯のいずれか一方またはその両方が転居に伴い新たに開始する近居または同居

例（近居の場合のイメージ）



応援金の内容と交付額

【内容】

- ① 転入または転居する先の住宅が「民間賃貸住宅」の場合
 - ・賃貸借契約に伴う「礼金・権利金」、「仲介手数料」
 - ・引越しに要した費用（引越し事業者を利用した場合のみ）
- ② 転入または転居する先の住宅が「私宅」（戸建て住宅・分譲マンション）の場合
 - ・売買契約または建築請負工事契約に伴う「仲介手数料」
 - ・売買契約または建築請負工事契約に伴う「不動産登記費用」
 - ・引越しに要した費用（引越し事業者を利用した場合のみ）
- ③ 転入または転居する先の住宅が区内に所在する親世帯または子育て世帯が所有等をする住宅の場合
※売買契約や賃貸借契約等を伴わない場合
 - ・引越しに要した費用（引越し事業者を利用した場合のみ）

【交付額】

最大30万円まで交付します。

【区内転居される方へ】

本事業は、「定住応援事業」または「住み替え応援事業」（それぞれリンクあり）との併用が可能です。

「定住応援事業」と「多世代近居・同居応援事業」を併用した場合、最大で70万円相当の応援金

「住み替え応援事業」と「多世代近居・同居応援事業」を併用した場合、最大で40万円相当の応援金となります。

交付要件

以下の全ての要件を満たし、転入・転居した日（住民票上の住所を定めた日）から90日以内に申請することが必要です。

なお、申請内容の不備や提出書類の不足があった場合も含めて、住民票上の住所を定めた日から90日以内に、ご提出いただく必要がありますので、余裕をもって申請してください。

【世帯要件（申請者）】

- ☐（区内での転居の場合）転居前の状態が、近居または同居していないこと。
- ☐生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく扶助を受けていないこと。
- ☐中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国在留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けていないこと。
- ☐（申請者世帯に外国人がいる場合）在留資格を有していること。
- ☐転入または転居後、5年以上継続して、近居または同居する見込みであること。
- ☐過去に、この応援金および多世代近居・同居推進助成金を受けたことがないこと。

【住宅要件（近居・同居開始後の住宅）】

- ☐区内に所在する住宅で、申請者及びその世帯員の居住を目的としたものであること。
※事業目的など、居住目的以外の用途とする場合は原則対象外です。
- ☐申請者世帯の世帯員（個人）が契約する、民間賃貸住宅または私宅（戸建て住宅・分譲マンション等）であること。（※1）
 - *公的住宅（都営・区営等）、社宅や寮などの給与住宅、契約期間が1年未満の短期間の滞在を目的とした住宅等は対象外です。公社住宅・UR賃貸住宅は対象です。
 - *法人名義で契約した住宅は対象外です。
 - *転入または転居先の住宅が、申請者世帯ではない方の世帯が所有等をする住宅も可（契約行為がなく、親世帯の住宅へ転入または転居し、同居する場合など）。
- ☐建築基準法に規定する新耐震基準（昭和56年6月施行）に適合または同等の耐震性能を有していること。（新耐震基準による耐震補強が施された場合も含みます）
- ☐住宅の用に供する部分の占有面積が、最低居住面積水準の算出計算式により算出した面積以上であること。

※1 売買契約や建築工事請負契約、賃貸借契約については、令和8年4月1日以降に契約を締結していることが要件となります。

住宅に関する契約が伴わない場合（区内に住む親世帯の住宅へ転入・転居する場合など）、近居または同居を開始した日（住民票上の住所を定めた日）が令和8年4月1日以降であることが要件となります。

(参考・最低居住面積水準の算出計算式について)

世帯人数	住宅の用に供する部分の専有面積 ※ 専有面積は壁芯の面積として計算します。
単身	25㎡
2人	30㎡
3人以上	$(10\text{㎡} \times \text{世帯人数※}) + 10\text{㎡}$ ※ 実際の人数(住民票上の人数)ではなく、以下の区分に応じて人数を算出 0歳～2歳・・・住民票上の人数 $\times 0.25$ 3歳～5歳・・・住民票上の人数 $\times 0.5$ 6歳～9歳・・・住民票上の人数 $\times 0.75$ 10歳以上・・・住民票上の人数 $\times 1$ ⇒算出した人数が2人に満たない場合は「2人」とします。 ⇒算出した人数が4人を超える場合は、計算した面積から5%を控除します。

<計算例> 夫婦ともに33歳、4歳のお子さん1人、2歳のお子さん1人の4人世帯の場合

(1) 世帯人数の計算

$$(10\text{歳以上}) 2\text{人} \times 1 = 2 \quad (3\sim 5\text{歳}) 1\text{人} \times 0.5 = 0.5 \quad (0\sim 2\text{歳}) 1\text{人} \times 0.25 = 0.25$$

$$\rightarrow 2 + 0.5 + 0.25 = 2.75 \cdots \text{ア}$$

(2) 最低居住面積の計算

$$(10\text{㎡} \times \frac{2.75}{\text{ア}}) + 10\text{㎡} = 37.5\text{㎡} \cdots \text{イ}$$

アの数字が4を超える場合はイの面積に、0.95を掛けます。

【その他要件】

- 住民票上の住所を定めた日から、90日以内の申請であること。
- 申請者世帯ではない方の世帯が引き続き1年以上(※2)、区内に住所を有し居住していること。
- 子育て世帯と親世帯の全員(18歳未満の者を除く)が住民税を滞納していないこと。
- 子育て世帯が、18歳未満の(18歳に達する日以後、最初の3月31日までの間にある)子(※2)を養育していること、または、妊娠中で、交付申請時に母子健康手帳が交付されていること。
- 親世帯(子育て世帯の世帯主またはその配偶者のいずれかの一親等以内尊属)の者が、介護保険施設等に入所していないこと。
- 対象費用を、申請者または申請者の属する世帯員が支払っていること。
- 子育て世帯と親世帯の全員が、暴力団員または暴力団関係者でないこと。

※2 基準日は、転入または転居した世帯が、住民票上の住所を定めた日です。

申請に必要な書類

必要書類	内容等
① 「世田谷区多世代近居・同居 応援金交付申請書」	・ <u>オンライン申請の場合</u>は、申請書の内容を入力することになるため、<u>申請書の作成が省略できます</u>。 ・ 区ホームページよりダウンロードできます。
② 引越し先の住宅の契約書 (賃貸借契約書、売買契約書、 建築工事請負契約書)	・ <u>所在地、契約者名義、契約者押印、契約日</u>が確認できるページの写しを提出してください。 ・ 住宅の契約を伴わない場合（引越しのみの場合）は、提出不要です。
③ 子育て世帯の 「住民票の写し」	・ 発行後、90 日以内のもの。 ・ 世帯主との「続柄」の記載があるもの。 ・ 個人番号（マイナンバー）の記載がないもの。 ・ 外国籍の方は、国籍、特別永住者などの区分、在留資格、在留期間等の記載があるもの。
④ 親世帯の 「住民票の写し」	
⑤ 母子健康手帳の写し (該当者のみ)	・ <u>子育て世帯に、18 歳未満のお子さんがおらず、妊娠中の方がいる場合のみ提出してください</u>。 ・ 「表紙」及び「出生予定日の記載があるページ」の写しを提出してください。
⑥ パートナーシップ・ファミリー シップ宣誓書受領証等 (該当者のみ)	・ 世田谷区パートナーシップ宣誓書受領証やファミリーシップ宣誓書受領証、東京都パートナーシップ宣誓制度受理証明書を添付してください。
⑦ 「戸籍全部事項証明書」等	・ 発行後、90 日以内のもの。 ・ 子育て世帯と親世帯が直系親族であること（親子関係）が確認できる書類
⑧ 転入または転居後の子育て 世帯と親世帯の住宅の位置 及び直線距離がわかるもの	・ 様式は問いません。 ・ <u>オンライン申請の場合</u>は、申請フォーム中に住宅の位置を示していただくことになるため、<u>添付不要</u>です。
⑨ 転入または転居前の子育て 世帯と親世帯の住宅の位置 及び直線距離がわかるもの	
⑩ 子育て世帯の 「住民税納税証明書」または 「住民税非課税証明書」 【注意】 「課税証明書」ではありません。	・ <u>18 歳以上の方、全員の証明書が必要</u>です。 ・ <u>発行後、14 日以内</u>のもの。 【納税証明書の場合】 申請が 4 月～7 月…前年度の納税証明書 申請が 8 月～3 月…今年度の納税証明書 【非課税証明書の場合】 申請が 4 月～6 月上旬…前年度の非課税証明書 申請が 6 月中旬以降…今年度の非課税証明書
⑪ 親世帯の 「住民税納税証明書」または 「住民税非課税証明書」 【注意】 「課税証明書」ではありません。	・ 納税証明書について、発行のタイミングや特別徴収（会社員の方など）の場合などにおいて、滞納がない場合でも、未納額や滞納額が記載されるケースがあります。 ・ 住民税は、6 月から翌年 5 月までの 12 ヶ月で 1 年間としているため、例えば 9 月に納税証明書を発行した場合、翌年 5 月までに納税すべき額で納期を迎えていないものがあるため、未納額や滞納額の記載がされていても問題ありません。 ・ ただし、審査の都合上、内容を確認させていただく場合や資料の追加提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

(次頁に続きあり)

必要書類	内容等
⑫ 新耐震設計基準に適合していることがわかる根拠資料	以下のA～Fのうちいずれかの書類を提出してください。 A 建築確認検査済証（検査済証がない場合は台帳記載事項証明書※） B 耐震基準適合証明書 C 住宅性能評価書 D 住宅瑕疵担保責任保険法人が発行する保険付保証明書 E 建物契約時の重要事項説明書（「建物の耐震診断の結果」の項目の耐震診断の有無の記載があり、新耐震基準に適合していることがわかること） F その他、昭和56年6月1日以降に建築確認を受けた建物または新耐震設計基準による耐震補強が施された建物であることが客観的に判断できる書類 ※台帳記載事項証明書は、建築調整課窓口または各総合支所街づくり課窓口にて発行可能です。詳しくは、区ホームページ（リンクあり。ページ ID 3782）をご覧ください。 *「登記簿謄本」や「登記事項証明書」、「住宅の契約書等にある建築（新築）年月日の記載」等は、新耐震基準に適合している証明とはなりません。
⑬ 住宅の用に供する部分の占有面積が基準以上、確保されていることがわかる書類	・住宅の契約書に記載がある場合は、②との併用が可能です。 ・転入・転居後の住宅の面積を証明する書類
⑭ 【当該費用を申請する場合のみ】 礼金・権利金の領収書	・金額、契約者氏名、事業者等の名称、住宅の名称の記載があるもの。 ・必ず領収書の依頼していただき、添付してください。
⑮ 【当該費用を申請する場合のみ】 仲介手数料の領収書	
⑯ 【当該費用を申請する場合のみ】 不動産登記費用の領収書 及び費用明細書	
⑰ 【当該費用を申請する場合のみ】 引越し費用の見積書及び 領収書	・金額、依頼人氏名、事業者等の名称の記載があるもの。 ・抵当権設定登記は、対象外です。 ・必ず領収書の依頼していただき、添付してください。 ・見積書に事業許可番号があることが、必要です。事業許可番号の記載がある箇所が含まれるよう添付してください。 ・金額、依頼者（契約者）氏名、事業者等の名称、住宅の名称（引越し先住所）の記載があるもの。
⑱ 【任意】 応援金振込口座の情報がわかるもの	・応援金の振込が確実にいえるよう、口座番号等が確認できる「キャッシュカードのコピー」等を提出してください。 ・添付は、任意です。
⑲ 世田谷区多世代近居・同居 応援事業アンケート	・オンライン申請の場合は、フォーム上で回答をしていただくことになるため、添付は不要です。 ・郵送で申請する場合は、アンケート用紙を区ホームページよりダウンロードしてください。

＜注意＞⑭～⑰について、申請する費用は、必ず領収書の発行を依頼していただき、添付してください。
領収書が無い場合、応援金の交付ができない場合があります。

Q & A

Q. 子育て世帯と親世帯の両方が世田谷区内に住んでいる場合も、対象となりますか。

A. 転居前の子育て世帯と親世帯の住宅間が「直線距離が3キロメートル以内」になく、かつ「同一の区立中学校区域内、隣接する区立中学校区域内」にない場合で、転居後に近居または同居に当てはまる場合は、対象となります。

Q. 引越し事業者を利用しようと思いますが、注意点はありますか。

A. 引越し事業者を利用する場合は、国土交通省から許可を得ている事業者であることが必要です。見積書に許可番号が記載されていることを確認したうえで、引越しを依頼してください。なお見積書は、申請の際に提出いただき、許可番号の確認をさせていただきます。

Q. 対象費用の全部または一部を申請者以外の者が支払うことも可能でしょうか。

A. 申請者に限らず、申請者の配偶者など、申請者の世帯員が支払いをした費用が対象となります。（子育て世帯の引越し費用を親世帯の世帯員が支払っている場合などは対象外です。）

Q. 出生予定の子がいる場合、申請書の記載はどのように行えばいいですか。

A. 世帯構成を記載いただく箇所の氏名欄に「出生予定の子」、続柄欄「子」、生年月日欄に出産予定日、満年齢欄「0」と記載してください。

Q. 世帯の一部のみが引越す場合なども、対象となりますか。

A. 世帯単位での申請となるため、世帯の一部のみの引越しは、原則、対象外となります。ただし、先に引越しをした方が住民票上の住所を定めた日から90日以内に、他の方も引越しを終え、住民票上の住所を定めた場合は、申請可能です。

（例）夫婦および子1人の3人世帯の場合で

（1）妻、子が先に引越し（住民票上の住所を定めた日が令和8年9月1日）

（2）夫のみ後に引越し（住民票上の住所を定めた日が令和8年11月1日）

→先に引越しをした、令和8年9月1日から90日以内である令和8年11月30日までに3名分の記載がある住民票の写しを添付いただき、申請可能

＊この場合において、夫が令和8年12月1日以後に転居した（住民票上の住所を定めた）場合、対象外

Q. 引越し先の住宅が、勤務先の会社の社宅でも応援金を受けることができますか。

A. 社宅（借り上げ社宅含む）や寮、官舎等への引越しの場合は、対象外となります。

Q. 区営住宅や都営住宅への引越しは対象になりますか。

A. 区営・区立住宅、せたがやの家、都営住宅への引越しは対象外となります。

※都民住宅、東京都住宅供給公社（JKK 東京）の公社住宅、UR 賃貸住宅は対象です。

Q. 親世帯が区内の特別養護老人ホームに入居することとなりましたが、応援金を受けることができますか。

A. 特別養護老人ホームなどの介護施設への入居は、対象外となります。

その他

1. 本応援金は課税対象であり、確定申告が必要となる場合があります。

（申告方法等は、税務署へお問合せください。）

2. 転入・転居をした日から5年間程度、住民基本台帳により、居住状況の確認をすることがあります。また、本事業に関するアンケートを実施する場合がありますので、ご協力をお願いします。